

■新制度「TOUKAI-0⁺(プラス)」に基づく住宅の耐震化事業補助金
木造住宅や危険なブロック塀の耐震化にご活用ください。

| 事業名 | 世帯種別など | 補助額上限 | 補助内容 |
|----------------------|---------------------|--------|---------------------------------|
| ①耐震診断(自己負担なし) | 木造住宅 | | 耐震診断補強相談士による耐震診断 |
| ②耐震補強工事 (補強計画一体型) | 一般 | 115万円 | 耐震補強工事に必要な計画 (設計、見積もり)の作成と工事 |
| ③除却・建替え工事 | 一般(除却のみ) | 30万円 | 耐震診断による評点が1.0未満の 住宅の除却 |
| | 居住誘導区域内 (除却+建替え) | 50万円 | 耐震診断による評点が1.0未満の 住宅の建替え |
| ④ブロック塀改善工事 | 除却(一般道路) | 20万円 | 危険ブロック塀の除却や建替え |
| | 除却(緊急輸送路・通学路など) | 26万6千円 | |
| | 建替え(緊急輸送路・通学路など) | なし | |

※①～③は昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅が対象です。
※②～④は補助額に条件があります。詳細はくらしデザイン課(☎21-1152)までお問い合わせください。

■耐震化事業例

筋交いと構造用合板による補強



ブロック塀改善工事



■ほかにもさまざまな補助金があります

市では、災害死者ゼロを目指し、さまざまな補助事業を実施しています。
興味のある方は、まずは危機管理課(☎21-1131)までお問い合わせください。

■住宅用防災施設等設置事業費補助金

対象経費 感震ブレーカーの設置に要する経費
補助金額 対象経費の3分の2(千円未満切り捨て)
補助上限額 ○既存住宅の場合:15,000円
○新築の場合:10,000円

その他メニュー 防災ベッド、耐震シェルター、
雨水貯留設備、非常用貯水槽
※メニューによって補助の対象や割合が
異なります。



住宅用防災施設等
設置事業費補助金
市ホームページ



感震ブレーカー

■大型家具等転倒防止事業

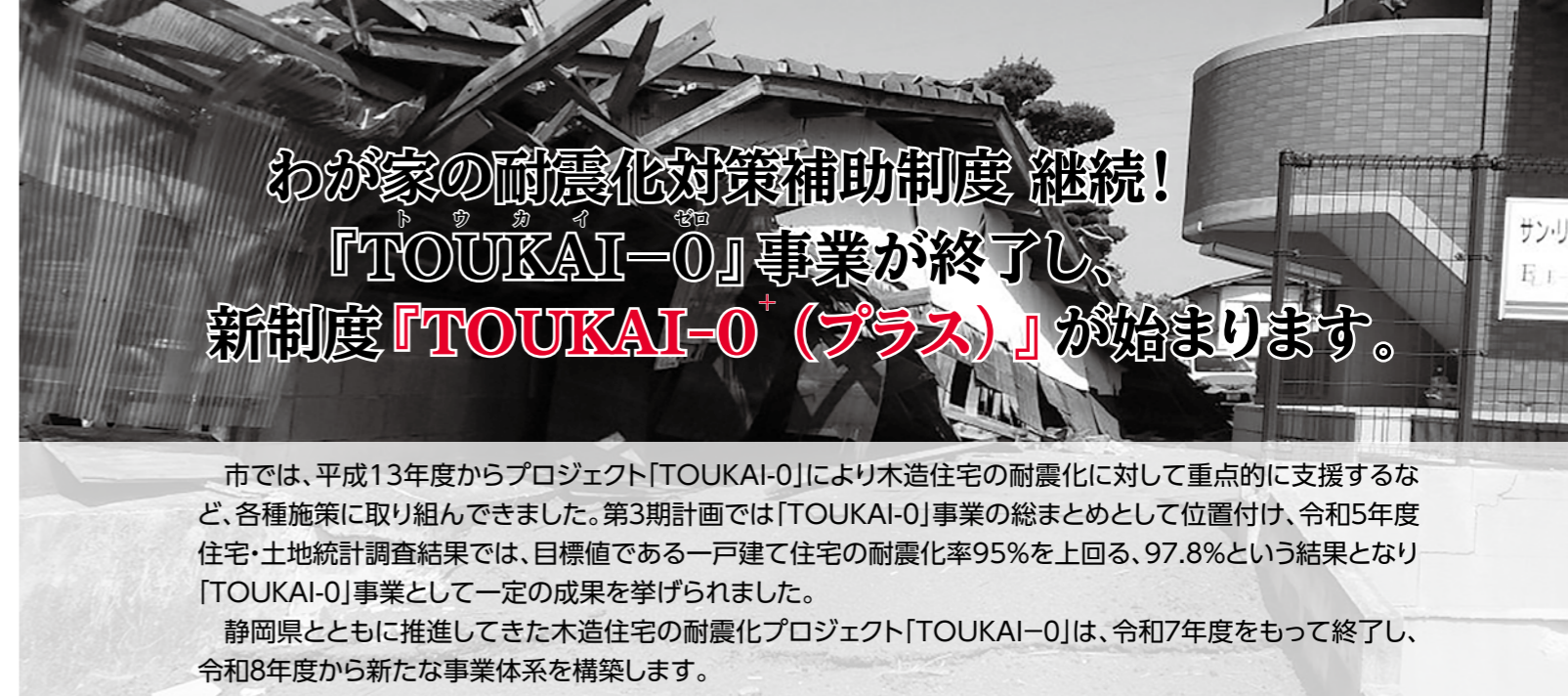
事業内容 家具の固定を5か所まで実施
必要金額 1か所あたり2,500円
備考 下記の該当する世帯は無料で実施できます。
○65歳以上の世帯員で構成された世帯
○65歳以上および18歳未満の世帯員で構成
された世帯
○障がい者世帯
○母子世帯



大型家具等
転倒防止事業
市ホームページ



家具の転倒防止



市では、平成13年度からプロジェクト「TOUKAI-0」により木造住宅の耐震化に対して重点的に支援するなど、各種施策に取り組んできました。第3期計画では「TOUKAI-0」事業の総まとめとして位置付け、令和5年度住宅・土地統計調査結果では、目標値である一戸建て住宅の耐震化率95%を上回る、97.8%という結果となり「TOUKAI-0」事業として一定の成果を挙げられました。

静岡県とともに推進してきた木造住宅の耐震化プロジェクト「TOUKAI-0」は、令和7年度をもって終了し、令和8年度から新たな事業体系を構築します。

☎くらしデザイン課 (☎21-1152)



●これまでに耐震化した方の声 中地区 笠原さん

生活空間への影響を最小限に抑えながら、しっかりとした補強を行う工夫をしていただきました。

工事前は工事予算や日常生活などの不安もありましたが、丁寧な説明と確実な施工のおかげで安心して工事を進めることができ、これからの生活に対する安心感が大きく高まりました。

地震の多い地域に住む者として、家族を守るための大切な投資だったと実感しています。

今回の工事を通じて、耐震化の重要性を改めて感じるとともに、市の支援制度が住民の安全に大きく貢献していることを実感しました。

●耐震診断補強相談士の声 さんさい工房一級建築士事務所 村松さん

体の健康と同じように住まいの健康管理も大切です。そのためには適切な修繕をし、耐震性の「数値」を知っておくことは重要です。

ポンヤリとしたままの不安を抱えずに、現状を知ることから始めてはいかがでしょうか。補強方法にはさまざまな種類があります。その家の状況に応じて適切な方法を相談できます。

「もう古いからムリでしょ」と諦める前に診断だけでもしてみましょう。



■耐震化のススメ

昭和56年5月31日以前に
建てられた木造住宅である

「わが家の専門家診断」
耐震診断を受ける

耐震性なしと診断される

※耐震診断による評点が1.0未満であること。

①耐震補強工事
耐震診断補強相談士による補強計画を策定し、耐震補強工事を施工します。

②除却・建替え工事
除却工事または建替え工事を施工します。

③危険ブロック塀改善工事
除却工事または改善工事を施工します。

補助申請の流れは、くらしデザイン課(☎21-1152)までお問い合わせください。